

平成20年第2回京丹波町議会定例会（第5号）

平成20年6月23日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成19年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 承認第 3号 先決処分の承認を求めることについて
平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第52号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第53号 町道の路線認定について
- 第10 議案第54号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第55号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第56号 平成20年度 町営中型バス新車購入契約について
- 第13 議案第57号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 発委第 4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 発委第 5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 発議第 1号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書
- 第17 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 藤 田 正 夫 君
- 2 番 坂 本 美智代 君
- 3 番 山 内 武 夫 君
- 4 番 畠 中 勉 君
- 5 番 今 西 孝 司 君
- 6 番 東 まさ子 君
- 7 番 小 田 耕 治 君
- 8 番 横 山 勲 君
- 9 番 西 山 和 樹 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 室 田 隆一郎 君
- 12番 篠 塚 信太郎 君
- 13番 吉 田 忍 君
- 14番 野 口 久 之 君
- 15番 野 間 和 幸 君
- 16番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

4 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町 長 松 原 茂 樹 君
- 副 町 長 上 田 正 君
- 教 育 長 寺 井 行 雄 君
- 会 計 管 理 者 藤 田 義 幸 君
- 参 事 田 端 耕 喜 君
- 瑞穂支所長 久 木 寿 一 君
- 和知支所長 藤 田 真 君

総務課長	谷 俊 明 君
監理課長	山 田 洋 之 君
企画情報課長	岩 崎 弘 一 君
税務課長	岩 田 恵 一 君
住民課長	伴 田 邦 雄 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
地域医療課長	下伊豆 かおり 君
産業振興課長	山 田 進 君
土木建築課長	松 村 康 弘 君
水道課長	中 尾 達 也 君
教育次長	野 間 広 和 君
監査委員	人 見 亮 君

5 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長 澤 誠
書 記	西 山 民 子
書 記	石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・小田耕治君、8番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、町長から報告が1件あります。

本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくご参集をお願いいたします。

また、全員協議会終了後、議会広報特別委員会が議員控室において開催されます。委員の皆さんには大変ご苦労さんでございますがよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成19年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、報告第1号 平成19年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

町長の報告を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には連日熱心にご審議いただきありがとうございましたことに、厚くお礼申し上げます。

それでは早速でございますが、報告第1号 平成19年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌

年度に繰り越したときは、翌年の5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました一般会計中山間ふるさと緊急農道整備事業ほか3件、水道事業特別会計、上水道事業ほか1件における翌年度繰越額は5億4,793万6,000円であります。これらに充当します財源は、国・府支出金1億6,697万7,000円、地方債3億3,530万円、その他の財源247万5,000円、一般財源4,318万4,000円であります。

以上、報告第1号の説明といたします。

○議長（岡本 勇君） 以上で、報告第1号を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております税条例の専決処分であります。ちょっと何点かお尋ねしておきたいなと思います。

特に今回専決処分ではあります。提案になっております中身の問題としては、公的年金からの特別徴収制度の導入ということになっておりまして、何でも年金から引くと、こういうような状況になってきておるわけでございます。制度の施行は平成21年度からということになっておりまして、特別徴収については同年10月の支給される年金からと、こうなっておるんですが、この対象となるのは、老齢年金等の年金が18万未満のものは対象とならないわけですが、それ以上の方ということになるんですが、21年度から実施ということになってはいますが、現時点で見込んでおるのは、対象となるのは何人ぐらいというように見ておるのか。それから、この制度を導入するということになりますと、当然それに伴いますシステムの整備ということが当然ついて回るわけでございますが、これは国の法律で決められて市町村がそれに倣って専決処分をしておるわけでございますけれども、このシステムの整備というのは地方自治体に課せられておるといふふうに思うんですが、これのその費用ですね。これ、どれぐらいのものなのか、どれぐらい必要とされるのか、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） お尋ねの公的年金に係ります特別徴収制度の関係でございますが、対象者につきましては本算定が済んだところでございまして、これからそのデータを吸い上げていただいて報告をせんなんということになっておりますので、確かなところは言えないんですけれども、65歳以上の方の人口が5,599人、これは本年4月1日現在ですけれども、この中で介護保険料を特別徴収しているものが5,087人。うち国保税を特別徴収しているものは660人ということでございまして、大体この中で普通徴収の方が3,980人余りで、うち均等割だけの方が3,215人ということになっております。これで去年の数字と大体当てはめたところでございますが、しっかりした数字はこれから出していきたいというふうに思っていますので、参考までにということでございます。

それから、システムの整備については当然、今、議員さんおっしゃいましたように要るわけございまして、本町ではトライXという旧の町村会システムを使用しておりますけれども、このデータを吸い上げてセンターに送っていかんなんということで、そのシステムの改修時に大体140万ぐらいを現在は見込んでおります。この費用につきましてもこれから精査を行いながら、9月もしくは12月の補正での対応をしてみたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、対象者の関係でお尋ねをしたんですが、介護保険なり国保の関係で5,087人、660人ということをおっしゃっていただいたんですが、全国的には500万とか600万とか年金受給者のうち2割強というように言われておるんですが、この京丹波では今言うていただいた今回のこの公的年金から住民税を引くという場合には、今の時点で大体何人ぐらいと。普通と言われましたが3,980人というのは大体対象となるのか、均等割という人が3,215と言われたので、それが対象となるのか。大体大まかな見方としては何人ぐらいが対象というように、もう一遍また改めてお尋ねしておきたいというのが1つ。

それから、さっきのシステムの整備のことなんですが、140万余りということに説明が今答弁あったんですが、これは国からの助成というのはないのかどうかということと、それから、当然システムをつくれれば、それに伴います費用は当然ついて回るわけでございますけれども、この費用というの大体どれぐらいかかるということと、それから、そういう事務費用として何かそういう国からの手だてというのがあるのかどうか、あわせて伺っておき

ます。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 大まかな数字で今現在普通徴収している方が3,980人余りというふうに申し上げました。うち均等割のみが3,215人ということで、大体このぐらいのあたりの数字になってくるのやないかというふうに予測はしとるんですけども、これからデータを吸い上げた中でまた明らかになれば報告もしてまいりたいというふうに思っております。

それから、システム整備に係ります助成というのは一切今回ございません。当然事務をどうするのかということですけども、これまで町が主体となって普通徴収をしてきた部分をそれぞれの年金の支給をしております社保庁なり、それから国民共済とかそういったところがやってくれるということで、事務的に大変手間は削減をしていくのかなというふうに思っています。こういった事務費用に対する補助というのもございません。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） あわせてもう一点伺っておきたいんですが、今回いわゆる株式等の譲渡とか配当の損益通算の制度の導入とかいうものもあわせてあるわけでございますけれども、こういう京丹波の場合についてはそういう方が少ないと思うんですけども、こういう部分に該当するというのは何名ぐらい見ておられるのか、お尋ねしておきたい。

それから町長に1点お尋ねしておきたいんですが、今回このふるさと納税の寄附金控除の関係で専決処分として提案されとるんですが、新聞・テレビでも全国的にこの取り組みなんかが言われておりますが、京丹波としては具体的なこの構想といたしますか、あるのかどうか。逆に京丹波の方がよそへ納税されたら、いわゆる税を免除されるわけでございますから、当然町の収入も減るということになるわけでございますけれども、いかに集めるかということもこれ、盛んに言われておるところでございますけれども、この辺の具体的なその考え方、また、打ち出し方というのは何かお持ちなのか。また、具体的にはいつごろをめどに京丹波としてのふるさと納税の問題、一定の見解を示されるというのがあるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ふるさと納税の取り組みについてのお尋ねでございますが、先般の一般質問の中でも申し上げさせていただきましたように寄附のあり方、普通寄附あるいはまた特別寄附にするかということで今検討をさせていただいておるところでございますが、これ、功罪いろいろあると思うんですけども、やはり制度がこうしてできた以上、私どもの町へ

の多くの皆さん方がご支援をいただけるような内容にしてまいりたいというふうに思っておりますし、一日も早くアピールできるように、しっかりしたものをつくり上げたいというふうに思っておりますが、まだ検討を始めたところでございまして、具体的な方向が定まっているということではありませんので、できるだけ短時間の間にまとめるようにしてまいりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 大体の数字ですけど、80人余りが今年の申告ではそういった方がございました。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正で、ふるさと納税などの寄附税制、住宅税制は賛成するものですが、住民税の特別徴収導入については賛成できません。

6月13日、2回目の後期高齢者医療保険料の年金からの天引きが実施されましたが、この保険料の年金からの天引きについて、本人に何の承諾もなく勝手に天引きするのは納得がいかないとして、今全国で後期高齢者医療制度の不服審査請求が起こっています。今怒りが大きく広がっているさなかであり、本町にもそうした声はあると思います。そうした広がる国民の怒りを前に、政府は年金からの保険料天引きを一部選択性に手直しをすることを決めたのであります。

年金からは既に所得税、源泉徴収であります。そして介護保険料に加えて、この4月から国保税、そして後期高齢者医療制度の保険料が天引きをされております。さらに、住民税の年金からの天引きを政府の手直しや国民の怒りが広がる中で国が決めたからといって議会で議論もなく、町長が専決処分をしたことを承認することはできません。

実施するに当たって町は天引きをするためのシステム整備をしなければいけません。これへの費用は市町村の負担となります。また、実際の天引きは21年10月からの実施であり、急ぐ必要はありません。

以上、指摘をいたします。

また、金融・証券税制見直しにおける上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損

益通算の範囲の拡大などの改正も含まれておりますが、上場株式等の配当、譲渡益は、本則税率の20%のところを2003年から軽減され、税率が10%とされております。今回の改正では金持ち優遇との批判や政府税制調査会の廃止、わかりやすい制度にすべきとの指摘もあって、この2008年度末で一たん廃止をして、改めて経過措置として2009年、2010年の2年間、500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について10%の特例を適用することとしております。

また、今回初めて上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当との損益通算の仕組みを設けました。金融所得に対する分離課税20%は所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改正でも損益通算の上限は設けられておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げることになります。

以上のことを指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

《日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

《日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成19年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） ちょっとお聞きしておきます。この会計につきましては必要な費用をそれぞれ財源を出し合うということで、別に問題はない会計でありますけれどもお聞きしておきます。

提案説明のときには月遅れの請求が1月にあったということで1,000万円を超えるというそういう説明があったんですが、歳入の方を見ますとそれぞれ支払基金の交付金、あるいは国庫支出金がマイナスになりまして、繰入金プラスになっているということであります。実質的には費用の補正というのは179万6,000円であります。これは交付決定がされたものが減額になったというふうに提案説明のときにあったんですけれども、支払基金につきましては2分の1でありますし、国庫は12分の4でありますし、府、町は12分

の1ずつということではありますが、これはそういう財源の算出の仕方が間違っていたというか、そういうこともあってこういうふうになるのでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 算出の方法が間違っていたということではございません。国の負担金につきましては国の予算調整ということで、財源不足が生じた関係から減額をされておるということでございます。これらにつきましては来年度、いわゆる20年度において清算がされるということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も1点お尋ねしておきたいんですが、想定外の1,000万を超える請求があったためということで今回の補正の専決処分ということになっておるんですが、相当な費用だというふうに思うんですが、こういうことは想定外ということになっておるんですが、当然一定の手術なり重病という中での支出やと思うんですが、そういうふうな情報やとかそういうものは事前には相当、これだけの費用かかるということは大きな病気やということになるんですが、担当課がいわゆる情報をキャッチするというふうなことは到底無理ということなのか。あくまでもその請求が来てわかるというシステムになっておるのかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） あくまで請求が来てからしかわからないということになっております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町老人保健特別会計補正予算（3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

《日程第 8、議案第 5 2 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 8、議案第 5 2 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10 番、山田君。

○10 番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、新旧対照表を見まして今回救急業務の協力者とか水防従事者もしくは応急措置の従事者というようなことで、この消防等の公務災害の対象となる範囲が広がるということなんですが、これまではどうであったのかということと今回追加された協力者、従事者以外にもそういう緊急時の災害等におけるそういうものはないのかどうか。今、地震でそういう災害救助をそれぞれされておるボランティアも含めてあるわけでございますけれども、本当にそういう中で二次災害といえますか、遭うということもこれはあるわけでございますけれども、その辺のことは一般住民の方も含めてどうなのか、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） ただいまのご質問でございますが、改正前を見ていただきますと、消防作業従事者等という「等」がついておるわけでございますが、この「等」をどう読むかという部分で今回の改正後については、もう少し事細かに従事者あるいは協力者というものが明らかに明示をされたという認識をいたしております。

こういうものがどのような形で該当するのかということでございますが、やはりそれにつきましては公務災害基金という上部団体があるわけでございますが、そこが認定行為を行うということでございますし、それはやはりあくまでも客観的な判断に基づいて認定されるものであるというふうに思っております。ただ、こういった災害等にかかわってということでございますので、やはり災害の対策本部ですとか、そういうところの意思を通じてということも当然前提となろうかというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10 番、山田君。

○10 番（山田 均君） もう一度伺っておきたいんですが、今もありました旧の場合は消防作業従事者等ということで今もありましたように、その範囲というのが火事現場でいわゆる地域の方が従事をして、いわゆるそういうけがをすとかいう場合にも該当という場合もあるかと思うんですが、今回のその明示といえますか、はっきりしたということで「等」というのがなくなったということで、その辺のことが善意でいろんな災害、特に火事やとかと

いうことを含めてかかわった場合にこの対象、これまでは一定幅が持たされておったので対象になる場合もあったと思うんですが、明示されるということになると明確になるということになりまして、その辺のことについてやはり徹底という問題が非常に大事やと思うんですけれども、その辺はどういうように考えておられるのか。これまでと変わるということになると住民への徹底というのも非常に大事ですし、また、実際それにかかわる消防団含めて、そういう方も認識をしっかりとって、現場での対応や指導もしていくということもあわせて大事になるかと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） ただいまのご質問ですが、原則的には、やはりその専門家がこういった災害に対応を当たるということが大前提になるというふうに思っていますし、そういった中でどうしても民間といいますか住民の方がかかわっていただかなければならなかった事態が生じた場合にどうなのかということでのこの条例の適用が判断されるものであるというふうに理解をいたしております。したがって、そういった場合については、やはり客観的な判断ということが一番大事になろうかというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私がお尋ねしようとするのと課長の考え方とはそう違わないと思うんですが、特に火事なんかにおきますと初期消火というのが一番基本になりますし、また実際、団員というのはいないということにもなりますし、こんだけ高齢化が進んでいきますと昼間団員がいないと、そうすると近くの方がいろんな消火栓を含めてやるということも、これは起こるわけなので、そういう範囲の場合に、ここにある水防従事者として認めるかどうかということにもなるわけですが、その辺はやっぱり範囲を認めていくというような、この適用の範囲をやっぱりその状況に合わせていくということが非常に大事かと思うので、その辺は運用の面でぜひそういうように考えていくという形をひとつすべきだというふうに思いますので、もう一度改めてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） おっしゃるように、どうしても人手がないというときには、やむを得ずご協力をお願いせんなんという場合も出てこようかと思っておりますが、原則は、やはりその専門的な立場にある者が率先してやるべきという理解をいたしております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

議案第52号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第53号 町道の路線認定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第9、議案第53号 町道の路線認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

議案第53号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第54号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第10、議案第54号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点お尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回条例の欠如と申しますか、旧町から引き継いだ条例のその中に抜けておったというようなことが明らかになったということで今回改正が出されておるわけなんですけれども、こういうことが起こったと

いう原因というのはどこにあったというように、合併という混乱をしたということがもちろんあったわけでございますけれども、どうであったのかということをお尋ねしておきたい。

あわせて次の議案についても同じようなことでございますし、町長の答弁によりますと、すべての見直しも指示しておるといこともあったんですが、その結果についてもあわせて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 議員さんご質問の件でございますが、今回提案をしております料金の改正等におきまして欠落の箇所が見つかったということではありますが、合併前に合併協定によりまして、水道料金等につきましては現行のとおり新町に引き継ぐということで新町で調整するというふうになっておるわけではありますが、この合併協議会におきまして確認されました内容に基づきまして、各事業担当で組織しております部会なり分科会で調整作業等を行ってまいったわけではありますが、特に、今回の件につきましては合併前と使用料の料金体系等には何ら変更がないというのがまずございまして、そういったところで携わりました職員につきましても、そういう変更がないという認識のもとでの条例改正を新町の条例の作成を行ったところから十分にチェックが行き届かなかったということが一つの要因かというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） その他の条例の点検でございますが、現在もやっておるところでございまして、現時点では、ほかに錯誤が生じているというところはまだ私の方には報告をいただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

議案第54号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 1 1、議案第 5 5 号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 1 1、議案第 5 5 号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10 番、山田君。

○10 番（山田 均君） 今回条例の欠如といいますか、そういうことで錯誤という話もあつたんですが、訂正なんです、合併後これまで今回訂正になる 50 ミリ以上の申し込みがないということであつたんですが、それぞれ統一をしていくということにもなっておるわけなんですけれども、特に分担金の関係については、いつごろをめどに統一をされる。もちろん分担金のそれぞれ 13 ミリから、ここは 50 ミリまであるんですけど、それぞれ違うわけですが、その辺は、これ、どうなのかあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 合併協議の中でも確認をされたわけですが、平成 21 年度、合併後 3 年をめどに統一に向けて調整するというふうに合併協議の中でも確認がされております。現在も内容等の調査等も行っておりまして、できる限り速やかに統合に向けまして準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 5 5 号を採決いたします。

議案第 5 5 号 京丹波町水道事業加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 5 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 1 2、議案第 5 6 号 平成 20 年度町営中型バス新車購入契約について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 1 2、議案第 5 6 号 平成 20 年度町営中型バス新車購入契約

についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

8番、横山君。

- 8番（横山 勲君） 私も担当課長に幾つかお尋ねをしたいというふうに思うんですが、まず1点目には、京丹波町におきまして平成18年に2台のバスが更新されたというふうに記憶をいたしております、その当時は三菱ふそうの中型バスでございました。また、19年にはこれも1台更新をされたわけですが、日野自動車の中型バスでございました。今回提案されておりますのでは三菱ふそうの中型バス2台ということが提案をされておるわけですが、後々のメンテナンス等を考えますときに、できるならばやっぱり一社に統一といいますか整合をすることの方がいいんじゃないかと、こんなふうな思いをいたすわけですが、まず1点、そのことについての考え方をお尋ねいたします。

それから2点目ですが、今回の購入の契約先が有限会社野村自動車工業となっております。いわゆるモータースとの契約になるわけですが、今回までの先ほど申し上げました18年、19年ともに自動車メーカーのいわゆる販売会社、いわゆるディーラーと呼ばれておる部分からの契約であったわけですが、私は、片一方では地元産業の育成という観点からは大変必要なことではあるというふうに思うわけですが、このことが車両価格との関係でどうであったか。

以上2点、まずお尋ねいたします。

- 議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。
- 企画情報課長（岩崎弘一君） 先ほどお尋ねの平成18年、19年にそれぞれ導入したものがそれぞれ三菱であるとか日野であるとかということで、今後のメンテナンスはどうなのかということですが、これにつきましてはそれぞれメンテについては町内業者にお世話になっておるとい経過がございますし、それぞれ技量を備えた方々の業者ばかりでございます。よって、そのメンテについての心配はないものと判断を現在しております。

- 議長（岡本 勇君） 山田管理課長。

- 管理課長（山田洋之君） ただいまご質問がありました金額の関係でございますけれども、18年なりの契約とは今回一般競争入札で執行しておりますので、その辺のあたりの金額の差については定かなことはお答えできません。

以上です。

- 議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

- 8番（横山 勲君） 少し私、18年に契約されました内容、あるいは19年の状況を少し

確認をしてみますと、18年の更新では先ほど申しあげましたように中型バス2台でございましたが、1台当たりいたしますと1,585万5,000円の契約でございました。さらにまた、昨年の19年の日野自動車との契約では、これも同額の1,585万5,000円の契約でございました。

今回の提案では三菱ふそう1台でなっとるわけでございますが、この契約が上程されておりますのが1,684万7,250円ということで、18年と19年とを比較いたしますと実に、99万2,250円、実は高い契約になっているわけでございます。少し、それじゃ18年と19年のバスの仕様と大きく大差があるのか、変わっておるかというような、あるいはまた車両価格の変更等々について少し確認といいますか、私なりに確認をしたわけでございますが、そう大きな変更がされていないということをお聞きをいたしました。そんなふうなことの中でこれらについて、2点目にお尋ねを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） ただいまのお尋ねでございますけれども、仕様等についてはほとんど変わっておりませんが、19年の9月から排ガス規制の対応が新たに始まりまして、その部分の対応車ということで額が上がっているというのはございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 一応了解をいたします。

次に、このことにつきましては19年の第4回の定例会の一般質問でも取り上げましたが、いわゆる車両のデザインの関係でございます。今回契約のこの仕様によりますと、白地に青色の横断線ということでございますが、いわゆる和知の事業所のバスの色に合わすといった内容であると、こんなふうには推測をするところでございますが、本当にこうした単純な発想だけでいいのかなのか。ご案内のとおり町内バスは京丹波の走ります広告塔でもあります。もっとはっきりして京丹波町の姿を私は姿勢を宣伝すべきであると思います。せめて最低でも横に町章マークの記入などは必要ではなからうかと、こんなふうに強く思うところでございますが、そうしたことについて町長の答弁を求めます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今後検討してみたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけれども、1点はこの提案理由の説明のときに、今回購入で入れ替えるといいますか、13年経過をしたということで当

初の予算のときには40万キロ走行なんだということも説明があったわけですが、京丹波としては具体的にその車の更新は経過年度というのを基準にされとるのか、走行距離というのを基準にされておるのか。説明のときには修理等が非常に大変なんだということもあつたんですが、この間、具体的に大きな修理費が提案されたということはないと思つたんですが、ちょっとその辺のバスという非常に安全という面から考えても必要な更新はあるわけですが、その基準というのを持っておられるのかどうか、1点伺つておきたい。

それから、よくこのバスの運行について言われます、そのスクールバス対応といひますか、これが中心なんだということになっておるんですが、今回のバスは町営中型バスの購入ということになつておるんですが、これはスクールバスということになっておるのかどうか。

また、当初の関係で言ひますと府の補助が650万の2台で1,300万と、あとバス購入に伴ひます起債ということが予算の予定になつたんですが、それ、そういうことになつとるのか。国の助成も含めて、それはないのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） 更新の基準でございますけれども、ある一定走行距離は重要な部分となつてくると思つておりますし、あくまで安全走行、安全運送ということが基本になつてくると思ひます。したがひまして、今回更新させていただくものにつきましてはそれぞれ走行距離がまず丹波の分ですがけれども47万4,000km、もう一方、和知事業所については41万7,000kmということで、これは6月16日現在の数字でございますけれども、こういうふうになっております。そういうことから安全運転に支障を来すという部分が露呈した場合というのが大きな判断基準としておるところでございます。

それから今回の更新でございますけれども、スクールバスかどうかということでございますが、今回2台ともスクールバスへの対応ということで考えさせていただいております。

それから、補助金の関係と予算の状況でございますが、ご指摘のとおり1台当たり、今回補助金は650万ということでござひまして、あとの残りの部分については過疎債への充当ということで、若干10万円未満の部分というのは一般財源で構えなくてはいけませんけれども、そういう考え方で現在はおらせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 一つは走行距離のことでもう一度お尋ねしておきたいんですが、丹波の分が47万で和知が41万の走行距離ということなんです、一応この40万を超えれ

ば更新の対象というふうに考えておられるのか、距離ということになれば、その辺ちょっと基本的な考え方、ひとつ伺っておきたい。

先ほどバスのいわゆるデザインのこともお尋ねがあったんですが、このスクールバスということが購入の対象ということになれば、よその近隣なんかを見ていまして朝走っておるこのスクールバスには明記されとるんですね、スクールバスというのが。今の時代ですので別に記入といいますか、書かなくても磁石のようなものが張り替えもできるわけですので、やっぱり明確にもう少し、その朝とか夕方のスクールバスだということが町民にしても、いわゆる一般の人たちでもスクールバスが走るとということがもっと明示するように、スクールバス運行の場合ははっきりさすと。一般運行の場合はそれを外して走ればいいんじゃないかと思うんですが、もう少しその辺を明確にもっとすべきじゃないかと思うんですけれども、その辺の考え方伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） まず1点目の更新でございますけれども、確かに40万キロということは私の方から言わせていただきましたけれども、これはあくまで年式とかではございませんで、安全運転・安全走行と、それを基本としての考え方でございます。ご理解をいただきたいと思います。

もう一つのスクールバスのデザイン的な部分については町長答弁いたしましたように、今後検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今のそのスクールバスというのはデザインを変えということではないんですね。子供たちが通学でも黄色い帽子を着たりよくしとるんですが、黄色い文字といいますかマークをつけてね。スクールバスだというのがわかるようにしとる車がよく走とるんですが、そういう形のもをもう少し明示、わかるようにしてはどうかと。全体のデザインはさっき町長の答弁があったんですが、やはりスクールバスの運行時はスクールの運行時だということをもう少し明確にすべきじゃないかと思うんですが、いわゆるこれまでの経過にしてもスクールバスで交付税をいただいているのだということを盛んに言われるわけですから、やっぱりバスの明示もはっきり町民にもわかるようにしていくべきだと思うんですが、もう一度その点伺っておきます。安全面からもそういうことがいいんじゃないかと思うので、ちょっとお尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長。

○企画情報課長（岩崎弘一君） スクール等の表示につきましても検討してみたいと思

ます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

議案第56号 平成20年度町営中型バス新車購入契約について、原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第13、議案第57号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第57号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計
補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 水道条例の欠落によっての会計処理ということで補正が上がって
おりますが、あの説明によりますと差し引き50件承認がもらえていないということであり
ますが、あくまでも町の落ち度というかそういうものでありますので、強制するということ
はできないということになりますけれども、あと、この対応というのはどういうふうになっ
ていくのか。もしその承認がいただけなかった場合は、どういう会計処理をされていくのか。

以上についてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） これまで各ご家庭なり事業所等を回らせていただきまして、現
段階で承諾をいただいた方の部分につきまして、今回予算計上をさせていただいたところ
でございます。現在まだ承諾をいただけていない方につきましては50件というふうにご報告を

させていただいております。この中には町外等に在住で面談ができていない方もございますし、また、本人が不在、家が留守になっているということで面談ができていない方もございます。また、一たんお話をさせていただいて、企業等でございますと本社の方に決済を上げなければならないというようなことで保留状態での形で、まだ承諾をいただけていないというようなこともございます。今後におきまして、こういった方々にも改めてご説明を申し上げまして、ご協力をいただいきたいというふうに考えております。

提案説明のときに申し上げたかと思うんですけれども、今回計上しておりません額等につきましては今後改めてご協力をお願いするということで努力をしまいたいというふうに思っております、何とか9月の議会の方で上程をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですが、今514件のうち464件の承諾で50件残ったということなんですが、その中には留守の家庭も含めて、企業も法人も含めてそれぞれの一定の経過が必要やということもあろうと思うんですが、このあと50件に対する今後の対応というのはどういうように考えておられるのか。それから、当然明確に同意できないという方もあったのではないかと思うんですけれども、そのように表明された方は実際にあったのかどうか。あったとすれば何件ぐらいあったのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君） 先ほども申し上げましたように、承諾をいただいております50件につきましては十分説明をいたしまして、ご理解を得るように努力をしまいたいというふうに考えております。また、承諾をいただけていない50件の中で、支払い根拠がないということから返還すべきであるというようなご意見をいただいておりますのは19件ございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとあわせてお尋ねしとったのは、その今後の体制ですね。50件に対する体制どういうふうに、担当課ということを中心にやられるということなのか、ちょっとその点お尋ねしたので、答弁なかったのをお尋ねしておきたい。

それから1点町長にお尋ねしておきたいんですが、19件の方が同意がとれなかったということになっとるんですが、これ、民法上の問題とそれは自治法上の問題がありますけど、一応基本としては行政の側の当然ミスといいますか、条例がなかったということでございま

すので、行政のお願いはしても強制するものではないということになりますので、その辺の判断をやはりあくまでも一たん返して、いわゆる寄附していただくということになりますので、その辺のことは今後、この残った数の問題との関係もありますけれども、十分配慮した対応が必要やというふうに思いますので、少しその見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 水道課担当課長からも説明いたしましたように、ご承諾をいただくための努力をさせていただいておるところでございます。こうした私どもの不手際で非常に大きな、それぞれ利用者の皆さん方にご迷惑をおかけしとるわけでございますが、ぜひこうしたことについてのさらなる理解をいただけるような努力をしてみたいというふうに思っておるところでございます。自治法上の中での現在対応を進めさせていただいておるところでございます。今後どうしてもという部分についても、いかなる内容でご理解を求めることができるか検討しながら取り組んでみたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長。

○副町長（上田 正君） この問題につきましては理事者も含めまして対応させていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

議案第57号 平成20年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時20分からといたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時23分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第14、発委第4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 発委第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、発委第4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第15 発委第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

本件について説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小田耕治君） それでは、発委第4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び発委第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今日の社会経済情勢や三位一体の改革などによる地方交付税の減額など町財政を取り巻く状況はますます厳しさを増してきています。このような情勢の中、昨年11月には京丹波町特別職報酬審議会が設置され、議会議員の報酬の額についても審議され、20年3月には審議結果が答申されました。

その内容は、さまざまな町民のニーズにこたえ、住民自治に根差した議員活動が積極的に展開されることを期待するとともに厳しい現状に鑑み、町政の意思決定機関として自らの報酬額について自主的に検討されることも考慮し、現行の額で据え置くことが適当であり、検討に当たっては費用弁償額も含めて検討されるべきとのものでありました。

住民の直接参加による審議会の答申内容、住民感情、近隣の市町村の動向、議員活動のあるべき姿などを考慮し、議会運営委員会で検討、議論を重ねた結果、本会議及び委員会に出席したときの費用弁償1日につき3,000円、及び審議会や議会運営協議会などの委員として受けるべき報酬日額3,000円を廃止することを全会一致で決定しましたので、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により2議案を提出しております。

それでは、議案書により条例改正内容を説明させていただきます。

発委第4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の一

部を次のように改正する。

新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

第5条第1項中、「招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき、又は」下線の部分でございますが、この部分を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項に定めるもののほか、議員に支給する旅費」を「前項の規定により支給する旅費の額」に改め、同項を第2項とする。

別表（第5条関係）を削る。

附則として、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

続きまして、発委第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

同じく、新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

第3条の見出し中「減額」を「禁止」に改め、同条中「委員として受けるべき報酬額は前条の規定による額から2分の1を減額した額」を「報酬を支給しないもの」に改めます。

附則、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上、提案理由の説明といたします。ご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより発委第4号の質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今提案理由の中で平成20年3月3日に出されました京丹波町の特別職等の報酬額に対する意見の中で、審査結果として議会議員の報酬のところで、町民の代表として議会議員の果たす役割は極めて重大であると述べておられるんですが、その中で日額換算では割高感を覚えるところであるということになっております。

合併して町域が3倍以上、もっと何倍も広がったという旧町の場合から見ればあるんですが、ただ、議員というのが本会議や委員会に出席をするのが議員の仕事ということではなしに、やはり住民の声をいかにしっかり受けとめて、そして反映させていくかという議員の役割という、こういうことだと思うんですけども、そういう重大な役割があると言いながら、その日額換算ということが述べられておるんですが、非常にこれは矛盾したことだと思

うんですけれども、こういう形でその議員の役割や仕事が見られておるということは非常に私は残念だと。特に、特別職のそういう審議会の中でこういう議論がされて、こういう答申がされるということ、そのものも議員の役割や仕事というものをどのように見ていただいております、考えていただいとるといっても思うわけでございますけれども、そういう点で今回出されております費用弁償のこととあわせて、費用弁償はそういう形で全会一致で出そうということなんですけれども、今ここの文章を提案者からありましたので、ちょっとどのように受けとめておられるのか、また、考えておられるのか、ちょっと伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 小田委員長。

○議会運営委員長（小田耕治君） 山田議員からの質問でございますが、議論を重ねていく中にも、その議員活動をいかに活発にしていって住民の負託にこたえるかというようなところで政務調査費なり、それから議会広報の特別委員会にかかっている負担、その辺のところにつきましても議論があったところでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように住民感情的なもの、それから近隣の市町村の動向、その辺を踏まえまして今回の決定をいたしましたわけでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

8番、横山君。

○8番（横山 勲君） ただいま提案になっております発委第4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例の改正は議員の費用弁償として本会議及び委員会に出席したときに1日につき3,000円を支給する条項を削除するものであります。

本町は歳入状況の悪化の厳しい現実に加えまして、地方公共団体財政健全化法の早期健全化基準などをクリアしなければならず、極めて厳しい財政状況が続いております。一方では、常勤の特別職にあっては給与及び期末手当の減額の特別処置を自主的に実施されるなど、自らも厳しい現実に対処がなされております。

京丹波町議会としても一般質問に一問一答方式を加えるなど議会の活性化の取り組みとあわせ、議会運営委員会を中心に議員報酬と費用弁償について検討、協議が進められておまして、今回の議員提案として発委されたものであります。

今回の改正で、この平成20年度でおおむね112万8,000円程度の歳出削減につながるのではないかと考えております。全体の京丹波町予算から見ますと、わずかな節減ではありますが、この改正が単に一般会計の歳出が削減されるといった観点だけでなく、この浮かせた金を経費を京丹波町の産業振興に、子育て支援に、人口増のために、いわゆる未来への投資のために、その一助として今後我が町京丹波町が守りから攻めの町に変身をいたします呼び水となることを願い、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております委員会発委第4号につきまして私も賛成の立場から討論を行うものであります。

提案されております議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。京丹波町の条例第5条の費用弁償のこの支給を廃止するというものです。現在、本会議や委員会に出席した場合に支払われているものですが、本町の条例では、費用弁償とは旅費を支給するというようになって一律に支給されているものです。

費用弁償のこの問題については全国的にも議論が起きているところであります。地方自治法の第203条で職務を行うため要する費用の弁償を受けることができると規定しております。すなわち職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭とされており、実費弁償とすべきというのが全国的な流れになっておりますし、私たちも実費弁償という考え方からすれば費用弁償は廃止すべきと考えております。

今必要なのは議員の役割や仕事は何か。そのために何が必要なのか、もっと大いに議論をすべきということをこの間、全員協議会や議会運営委員会の中でも提案をしてきました。あわせて議会活性化の一つとしても議論すべきというように思います。先ほど特別職の答申について提案者にもお尋ねをしたわけですが、日額換算で割高感を覚えるとか、そういう見方ではなしに本当に議員の役割、そして果たすべきこと、そういう点から大いに議論をすべきだと。そうすれば当然実費としての旅費はやっぱり支給すべきではないかと。また、議員として必要な調査活動、有権者への報告活動など、そういった必要な経費については政務調査費として支給することなども検討すべきだということも提案をしてきました。もちろん自治体の規模や地域の条件、住民の生活実態、感情なども十分に考慮して慎重に検討する必要があることは当然であります。こうした点を今後大いに議論をするという点も申し上げて、今回提案になっております費用弁償について支払わない、廃止をするということについての賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発委第4号を採決いたします。

発委第4号 京丹波町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号の質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、発委第5号を採決いたします。

発委第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、発議第1号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、発議第1号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○議長(岡本 勇君) 2番、坂本君。

○2番(坂本美智代君) それでは、発議第1号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について提案説明をさせていただきます。

4月から実施をされました後期高齢者医療制度は75歳以上の人をこれまでの国保から健保から強制的に追い出し、2年ごとに見直しをされる保険料は医療給付の増加と高齢者人口の比率の増加による財源割合の引き上げによって保険料が上がる仕組みとなっております。高い負担を無理やり押しつけながら必要な医療を受けられなくする、これまでにない改悪制度であります。

4月から有無を言わず年金から保険料が天引きをされ、制度の説明不足もあり、全国各地で中止・廃止を求める署名は600万筆を超えており、また、地方議会でも後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の採択数は6月19日現在586議会となっております。

京都府内では向日市、宇治市、京田辺市では可決をされ、また、木津川市ではこの6月議会で可決をされる見通しであるように聞いております。

政府・与党は国民の批判に押され、説明不足だったと言いわけをし、小手先だけの見直しを言い出しておりますが、この制度は存続するほど国民を苦しめる仕組みであります。長寿医療制度とは真反対に医療費削減のための高齢者を差別する法律であり、廃止すべきであります。

それでは、読み上げまして提案とさせていただきます。

発議第1号 平成20年6月23日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 京丹波町町議会議員 坂本美智代

賛成者 同じく西山和樹、同じく今西孝司、同じく東まさ子

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

6月6日、民主党、日本共産党、社会民主党、国民新党の野党四党が提出した後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で賛成多数で可決されました。後期高齢者医療制度は一定の激変緩和措置が設けられたものの、75歳以上の高齢者だけを対象にした保険制度で、これまで保険料負担がなかった扶養家族を含め、月1万5,000円以上の年金受給者は年金から天引きで保険料を徴収される制度であります。また、後期高齢者を対象とした別建ての診療報酬を設定するなど高齢者の老後をおびやかす医療制度の導入であります。そして、70歳から74歳の窓口負担は1年間のみ1割負担に据え置きとされましたが、平成21年4月からは2割負担に引き上げられるなど、ますます高齢者の医療費負担増が強いられます。

このようなさまざまな問題を抱えたまま後期高齢者医療制度が実施されたが、4月支給の年金から保険料が天引きされると全国で怒りが爆発し、中止・廃止を求める声が全国浦々で広がっている。こうした高齢者の批判を受けて政府は小手先の見直しを打ち出しているが、この制度の最大の問題は75歳の年齢で分ける医療制度である。お年寄りを敬い大切にする気持ちとだれもが安心して医療が受けられるように国の責任を明確にした憲法25条の立場に立って、下記の事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度は廃止すること。

2 医療に伴う国の予算を増額し、高齢者をはじめ国民が安心して医療が受けられるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 私は後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について反対の立場から討論を行います。

民主、共産、社民、国民新党の野党四党が後期高齢者医療制度の廃止法案を参議院に提出した5月23日の翌日のマスコミ各誌は社説などで、読売は混乱を増すだけの廃止法案、サンケイは旧制度に戻すのは無責任などと一斉に廃止法案を批判しております。そもそも老人保健制度を抜本的に見直し、新たな高齢者医療制度の創設について、平成12年11月の参議院、国民福祉委員会で附帯決議を共産党を除く各党で可決をしています。したがって高齢者医療制度の創設は与野党の共通認識であったはずであります。老人保健制度の抜本的改革に積極的だった民主党の変節ぶりには理解に苦しむところであります。

それでは、実際に制度を廃止すればどうなるのか。新制度では約7割の人の保険料が下がっていると言われております。国保に戻れば、もとの高い額を払うことになります。また、電算システムの改修費用や保険証の交付など余計な費用がかかります。国保が財政破綻の危機に陥る。そして、高齢者医療の現役世代の負担が際限なく増えるなど、さらに混乱が増すことが予測されます。このように新制度を廃止した後の対案もない旧制度に戻すだけの廃止法案は時代に逆行していると言わざるを得ません。

一方、新制度が始まり、多くの問題点や改善点が出ているのも事実であります。公明党は高齢者や国民の皆様様のさまざまな批判を真摯に受けとめ、運用上の問題点を点検するため全国の公明党の地方議員が改善点について調査を行い、5月28日に舛添厚生労働大臣に制度の改善策を申し入れました。申し入れの内容につきましては1つ目、低所得者に対する保険料の軽減措置の拡大と大幅に保険料が上昇する事例等について適切な軽減措置を講ずること。

2点目、扶養者保険の被扶養者であったものの保険料軽減措置を引き続き継続すること。

3点目、年金からの保険料天引きの適切な見直し。

4点目、高齢者の特性を踏まえた健診のあり方の検討と広域連合での実施を支援すること。

5点目、70歳から74歳の高齢者の窓口負担1割の軽減措置を引き続き継続すること。

6点目、広域連合の運営について都道府県知事の運営責任を明確にすることなどを申し入れております。

そして、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームがまとめた運用面の改善策は、まず、低所得層を対象にした保険料軽減策については、平成21年度からは均等割が7割減額されている世帯のうち、全員の年金収入が80万円以下については9割軽減を適用、これで1,000円だった月額保険料は350円程度になります。この結果、均等割の軽減措置は2割、5割、7割に9割を加えて4段階となります。所得割については年金収入が153万円から210万円程度までの人の所得割を50%程度軽減し、なお、これらの措置を講じてでも保険料を支払えない事情がある場合は個別の減免も含め、市区町村できめ細かく相談できる体制を整えます。

一方、本年度の当面の軽減策としては現在年金収入が168万円以下で均等割が7割軽減されている世帯のうち、8月まで年金から保険料を支払っている人は10月から3年間は保険料を徴収しません。これにより1年間で見ると均等割が8.5割の軽減となり、月額保険料は全国平均で約1,000円から500円程度に下がる見込みであります。また、年金収入が153万円から210万円程度の人については所得割を原則一律50%軽減することを各広域連合に求めます。

高齢者の皆さんのお気持ちに十分配慮するよう求めてきた公明党の主張を踏まえ、年金からの天引きについても選択の幅が広がります。過去に国保税の滞納がなく確実に支払ってきた人は申請すれば年金からの天引きを中止し、自分の口座から保険料を引き落とせるようになります。また、年金収入が180万円未満の人も申請すれば世帯主となっている子供や配偶者の口座から肩がわり納付することも可能になります。

このほか医師が患者と延命治療の方針などを事前に話し合い文書に残した場合に支払われる診療報酬、終末期相談支援料については凍結を含め、速やかに必要な措置をとることになりました。また、保険料を滞納した場合の資格証明書の発行は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な人に限ることなども決定されております。

なお、今後の検討課題としては1つ、保険料軽減措置の収入基準を世帯単位から個人単位に見直す。

2点目、保険料天引きの免除対象を拡大する。

3点目、70歳から74歳の医療費窓口負担を20年度に引き続き21年度も1割に据え置くなどを上げております。

後期高齢者医療制度への誤解からその廃止や凍結を求める声もありましたが、最近の世論調査では制度を維持して改善せよとの声が多くなっております。例えばNHKの6月9日放送の世論調査では「制度を維持した上で見直しを進めるべきだ」が52%で最も多く、「今のままでよい」も7%だったのに対し、「制度を廃止するべきだ」は35%でありました。また、今回の政府・与党決定前に出された与党の改善策については「大いに評価する」11%、「ある程度評価する」48%で約6割が支持しているのに対し、「余り評価しない」は24%、「全く評価しない」は11%にとどまっております。

このように新制度の骨格は維持し、保険料の大幅な軽減や保険料の口座振替も可能にするなど運用面の大幅な改善策により世論は制度維持を求めていることから、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出については提出する意義が見当たらないことを指摘し、反対討論とします。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 私は、ただいま提案されております後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出を求める議案の提出に当たり、賛成の立場で討論を行います。

そもそも後期高齢者医療制度は老人医療費を抑制させるためにと75歳を堺に別の医療制度を新設させ、75歳以上の人たちをいや応なしに後期高齢者医療制度で縛りつけようとするものであります。もともとこうした医療制度をつくり出すこと、そのこと自体に無理があったのです。保険制度というものは医療を受ける人もいれば、医療を受けない人もいることで成り立つ互助制度のようなものであります。75歳ともなれば悪いところの一つや二つ、だれにだって出てくるものです。そうした年代の人たちばかりを集めた保険制度をつくれば成り立たなくなるのは火を見るよりも明らかであります。その上に医療費を1カ月6,000円以内に抑えるようにと指導したり、75歳以上の人には人間ドックなどの健診を受けさせなくしたり、老人を人間として扱わないような制度こそが後期高齢者医療制度なのです。

現在国会では野党はもちろん、自民党議員の中からも制度の見直しを求める声が上がっていますが、政府幹部の方たちから示される案は小手先の見直し案ばかりで、根底のところはそのままにして改革した改革案であります。この制度はそもそも、その根底のところの問題があり、根本のところを見直さなければ、これでよいということにはなりません。一度もとに戻し、もう一度与党も野党も一緒になって、だれもが安心できる保険制度をつくる必要があります。一度もとに戻すといっても、これまでの老人医療をいつまでも続けていくという

わけではありません。これまでの老人医療制度にも問題はありました。見直さなければならぬところがあったことも認めます。しかし、後期高齢者医療制度よりもましであることは確かであります。だから、一度その地点まで戻して、そこから制度の見直しを行うべきだと思います。同じ保険制度を続ければ現役世代に大きな負担を被せることになると言われてますが、後期高齢者医療制度となった今、現役世代の負担は軽くなるどころか後期高齢者医療制度への支援分を被せられ、負担はますます重くなっています。

私はこうした悪法を何が何でも押し通そうとする政府のやり方は思いとどまるように意見書を上げることは地方自治体の議員として当然のことだということを強調し、賛成の討論いたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（少数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手少数であります。

よって、発議第1号は、否決されました。

《日程第17、閉会中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成20年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午前11時00分